

当院における輸血療法に対する基本方針

輸血を拒否される患者・家族の皆様へ

佐久市立国保浅間総合病院 院長

基本方針

当院では、「相対的無輸血」の方針に基づき、宗教上の理由による輸血拒否に対しては、以下のように対応をいたしますので、何卒ご理解ご協力のほどお願い申し上げます。

1. 宗教上の理由等により輸血を拒否する信念は、人格権を構成する信仰の自由に基づく権利であることを理解し、尊重します。しかしながら、生命に危機が及び、輸血を行うことによって死亡の危険が回避できる可能性があると判断した場合は、その必要性和輸血を行わない場合の危険性等を充分説明いたします。
2. たとえいかなる事態になっても輸血をしないという考え方の「絶対的無輸血」には、同意いたしません。
3. 宗教上の理由等により輸血を拒否される場合には、患者さんより「輸血拒否と免責に関する証書」を提出していただきます。
4. あらかじめ輸血が必要と判断される場合、当院の方針を十分に説明しご理解を得るよう努力いたしますが、どうしても同意が得られない場合は他院への紹介をお勧めすることがあります。
5. 未成年者（15歳未満）、または意識障害等で本人の輸血拒否の意思を確認できない場合、複数の医師等によって救命のために輸血が必要であると判断された時は、輸血を行います。
◇ 意思確認：「医療に関する継続的委任状」

▶ 相対的無輸血

患者さんの意思を尊重して可能な限り無輸血治療に努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った時には輸血をするという考え方

▶ 絶対的無輸血

患者さんの意思を尊重し、たとえいかなる事態になっても輸血をしないという考え方

[宗教上の理由による輸血拒否に対する診療指針](#)